

○行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領の制定について(通達)
(令和 2 年 1 月 29 日岡運管第 12 号警察本部長例規)

改正 令和 5 年 2 月 10 日岡運管第 15 号 令和 7 年 8 月 7 日岡運管第 145 号

各部長
首席監察官 殿
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領を制定し、本日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について(通達)(平成 6 年 4 月 26 日岡運教第 97 号例規)は、廃止する。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 104 条の 3 第 2 項(法第 107 条の 5 第 11 項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)別記様式第 13 の 3 及び別記様式第 13 の 4 の処分通知書並びに別記様式第 19 の 3 の 3、別記様式第 19 の 3 の 4、別記様式第 19 の 3 の 4 の 2 及び別記様式第 22 の 6 の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第 19 の 3 の 5 及び別記様式第 22 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第 19 の 3 の 6 及び別記様式第 22 の 6 の 3 の出頭命令通知書をいう。
- (4) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭等の理由により処分書等の交付を受けず、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の改正について(通達)(令和 7 年 3 月 10 日警察庁丁運発第 112 号、丁技企発第 171 号。以下「運転者管理業務実施細則」という。)に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

- (5) 「出頭命令手配者」とは、法第 104 条の 3 第 2 項の規定に違反して、指定された日時及び場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。
- (8) 「所属署長等」とは、所属署等の長をいう。
- (9) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (10) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (11) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

第 2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿(様式第 1 号)を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所、氏名及び生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ(違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数)

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別及び処分日数

キ その他参考事項

(2) 宿直時間帯における措置

宿直時間帯においても認知警察官からの照会に応じることができるよう交通部運転管理課(以下「運転管理課」という。)において必要な措置を講ずるものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成

運転管理課長は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領(以下「措置要領」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

第 3 行政処分手配者発見時の事務処理要領

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、警務部情報管理課照会センター(以下「照会センター」という。)から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日及び手配県警察並びに行政処分手配者の氏名、生年月日、運転免許の保有状況、運転免許証(以下「免許証」という。)を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分内容の照会及び説明

照会センターから行政処分手配者である旨の回答を得たときは、出頭命令の措置をとることとなるが、処分の執行の終了、処分の根拠となる違反・事故の失念等を理由とした抗弁を受けたときは、手配県警察が本県であれば運転管理課に、他県であれば運転管理課を通じ、手配県警察の行政処分担当課(執務時間外にあっては、交通部の当直等。以下同じ。)に、前回処分以降の違反データ(違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数)、前歴回数、累積点数等について照会し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講じるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、運転管理課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、現住所を管轄する住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(4) 事後措置

出頭命令書を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書(写しを含む。)及び出頭命令書の写しを所属署長等に提出するものとする。

2 所属署長等の措置

前記第3の1(4)の出頭命令に関する提出を受けた所属署長等は、運転管理課長に出頭命令通知書等を送付するものとする。

3 運転管理課の措置

(1) 行政処分手配者発見処理簿の作成

出頭命令通知書等の送付を受けた運転管理課長は、受理状況を行政処分手配者発見処理簿(様式第2号)に記録するものとする。

(2) 認知県警察からの協議に対する回答

本県が手配県警察又は住所地県警察である場合、認知県警察の行政処分担当課から協議を受けた運転管理課長は、措置要領に基づき、行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答するものとする。

(3) 本県が認知県警察である場合の措置

所属署長等から出頭命令通知書等を受領した運転管理課長は、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に、認知した行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡し、出頭命令通知書等を送付するとともに、その状況を行政処分手配者名簿に追記するものとする。

なお、手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を、手配県警察の行政処分担当課にその写しをそれぞれ送付するものとする。

(4) 本県が手配県警察である場合の事後措置

ア 処分執行に向けた措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた運転管理課長は、速やかに処分執行の措置を講ずるとともに、行政処分手配者の住所が本県にない場合は、行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講じるものとする。

イ 指定日より早い日への変更の依頼があった場合の対応

出頭命令書の交付後、行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合、運転管理課長は、出頭命令通知書、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日を再指定するものとする。

ウ 法第109条による出頭命令を受けた行政処分手配者に対する措置交通違反等の事務手続が終了した時点で、認知警察官は、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講ずるものとする。

エ 出頭命令の適切な管理

運転管理課長は、出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、次の事項を記載した出頭命令対象者名簿(様式第3号)を作成し、出頭命令に関する情報を管理するものとする。

(ア) 出頭命令の措置が講じられた年月日

(イ) 前記第3の3(2)で回答した出頭日時及び場所

(ウ) 認知県警察及び所属署等

(エ) 出頭命令を受けた者の住所、氏名及び生年月日

(オ) 処分手配登録の管理番号

オ 行政処分手配者出頭時の措置等

(ア) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

(イ) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

(ウ) 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

(5) 本県が住所地県警察である場合

手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた運転管理課長は、出頭した行政処分手配者に対し、前記第 3 の 3(4)オに準じて処分を執行するものとする。

第 4 出頭命令に従わなかった者を認知した際の事務処理要領

1 出頭命令に従わなかった者に対する措置

出頭命令に従わなかった者(以下「出頭命令違反者」という。)に対する措置については、措置要領に従い、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 認知時の措置

ア 出頭場所の所属署長等が認知した場合

出頭場所として指定を受けた所属署長等は、出頭命令に従わなかったこと(以下「出頭命令違反」という。)の状況について、運転管理課長に報告するものとする。

イ 運転管理課長が認知した場合

運転管理課長は、出頭命令対象者が指定された日時までに出頭場所に出頭したか否かについて随時出頭命令対象者名簿の確認を行い、同対象者が指定された日時までに出頭場所に出頭しなかったこと又はアの報告を受けたことにより出頭命令違反者を認知した際は、その旨を当該出頭命令を行った所属署長へ連絡するとともに、出頭命令対象者名簿に追記するものとする。

(2) 裁判所等への通知等

ア 出頭命令違反者の住所地が県内である場合

出頭命令を行った所属署長等は、過料事件通知書(様式第 4 号)を作成し、出頭命令違反者の住所地を管轄する裁判所へ通知するものとする。

イ 出頭命令違反者の住所地が県外である場合

出頭命令を行った所属署長等は、アに準じて、事実認定に必要な書類を運転管理課に送付するものとする。

(3) 運転管理課長の措置

運転管理課長は、住所地が県外である出頭命令違反者を認知した場合は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課と連携し、当該出頭命令違反者の住所地を管轄する裁判所へ通知がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 警察共通基盤システムへの登録等

(1) 出頭命令手配登録

出頭命令違反者を認知した運転管理課長は、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令手配者発見時の措置

ア 出頭命令手配者を認知した警察官の措置

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第3の1(1)に準じて、照会センターへ照会するとともに、出頭命令手配者発見報告書(様式第5号)を作成し、所属長を通じて、運転管理課長に報告するものとする。

イ 運転管理課長の措置

運転管理課長は、出頭命令手配者の手配県警察又は住所地県警察が県外であることを認知したときは、当該都道府県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずるものとする。

3 検察庁からの情報提供依頼に対する適切な対応

出頭命令違反者に対する裁判所への過料事件の通知は、検察庁を経由することなく、直接裁判所に通知するものであるから、検察庁から情報提供の依頼があった場合には、過料に当たると判断した理由を明らかにした資料を提供するなど適切に対応するものとする。

第5 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
行政処分手配者名簿	運転管理課	5年
行政処分手配者発見処理簿	運転管理課・作成した所属	5年
出頭命令対象者名簿	運転管理課	5年
出頭命令書の写し	運転管理課	5年
出頭命令通知書の写し	作成した所属	5年
過料事件通知書の写し	運転管理課	5年
出頭命令手配者発見報告書	作成した所属	5年

様式第1号

行政処分手配者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号

行政処分手配者発見処理簿

[別紙参照]

様式第 3 号

出頭命令対象者名簿

[別紙参照]

様式第 4 号

過料事件通知書

[別紙参照]

様式第 5

出頭命令手配者発見報告書

[別紙参照]